

[事案 27-29] 契約無効請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定打切り

<事案の概要>

終身保険が積立保険へ契約転換されたが、いずれの契約も、契約者が知らないことなどを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 4 月に契約していた終身保険が平成 24 年 7 月に積立保険へ契約転換されたが、以下の理由により、いずれの契約も無効にして既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 転換前契約および転換後契約がいつ契約されたか知らず、契約者である自分が契約時に不在であったことは、保険会社も認めている。
- (2) 保険に関心がなく、祖父に対して契約を頼んだことも委任状を書いたこともない。
- (3) 病気で通院しており、生命保険には入れないはずである。
- (4) 保険金を請求したことも受け取ったこともない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換前契約の契約時、申立人は、祖父が契約申込書を記入した場に同席し、面接士扱の告知書に自署している。加えて、申立人名義での入院給付金請求時に印鑑証明書が添付されており、申立人の意思にもとづいて祖父が手続を行ったといえる。
- (2) 契約転換時において、申立人は自ら申込書を記入している。
- (3) したがって、転換前契約および転換後契約のいずれも申立人自身が申し込んだか、申立人の意思にもとづいて祖父が代筆し、または代理権にもとづき申し込んだものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および申立人の祖父に対して、申立人の祖父が契約行為を代理したかどうかや募集人に不適切な対応があったかどうかなど転換前契約の契約時および転換時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 転換前契約について、事情聴取によると、申立人は何らかの保険に入っていたことは後で聞いたが、当時は知らなかったと述べている。また、申込書および告知書は自分の字ではないと述べている。

申立人の祖父は、申込書および告知書は自分の字であると思われると述べているが、その時の事情はよく覚えていないようであった。また、給付金の請求についても記憶がなく、請求書の字は自分が申立人の字を真似して書いた字であると思うと述べているものの、申立人の印鑑等の管理については記憶がないとのことであった。

- (2) 契約転換について、申立人は、契約時のことははっきり記憶にないが、申込書の署名は自分のものではなく、印鑑も記憶にないと述べている。ただし、電話番号の数字は自分の字であると認めている。

申立人の祖父は、契約時の記憶がはっきりしていないようであった。

(3) よって、申立人および申立人の祖父の記憶ははっきりせず、一方で、募集人と連絡が取れないことから、募集人の事情聴取も不可能であるので、転換前契約の契約時および転換時の状況を把握することができなかった。